

回復期病床への機能転換 施設整備事業補助金に ついて(案)

平成29年6月30日 熊本県健康福祉部

1

1 予算概要

H28予算額：141,294千円(繰越)

H29予算額：248,689千円※

※国の基金内示状況により変動あり

計：389,983千円

2

次に定める基準により実施する回復期病床への[転換]※を行う医療機関の施設整備事業

※回復期以外の病床機能から回復期に転換すること

ア 新築の場合

新築しようとする所在地に係る医療計画上の既存病床数が基準病床数を超えないこと。

イ 増改築の場合

増改築しようとする病院、診療所の病床利用率が前年において年間平均80%以上であり、かつ、アの要件に該当するものであること。

厚生労働省「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」
における(14)不足病床地区病院施設整備事業に準拠 3

3 対象経費

次の各部門の新築、増改築に要する工事費 又は工事請負費

病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)

厚生労働省「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」
における(14)不足病床地区病院施設整備事業に準拠

4 負担割合及び基準額

◆ 県：1 / 2 ※1

※1 地域医療介護総合確保基金(国2/3 県1/3)活用

◆ 事業者(病院、有床診療所)：1 / 2

◆ 基準額※2の範囲

※2 1床当たり基準面積(21.00m²)×病床数
×補助金単価(185,600円)
⇒1床当たり3,897,600円

厚生労働省「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」
における(14)不足病床地区病院施設整備事業に準拠

5

5 スケジュール①

- 県調整会議で制度設計の協議(6/30)
- 全医療機関あて意向調査(7月)
- 希望医療機関は「事業計画書」※提出
(8月頃)
※基本情報のほかに転換病床数、工事費、工期、病床機能報告内容
- 第1回地域調整会議で制度周知(7月以降)
- 第2回地域調整会議で適否等の協議(10月頃)

6

- 県から医療機関あてに内示(11月)
- 内示医療機関から県あてに速やかに交付申請
- 県から医療機関あてに速やかに交付決定
⇒12月～3月までの工期《4か月》
- 内示前（当該年度内に限る）に着手した工事分についても、補助対象とする

7

6 調整会議の役割

当該補助金は、地域調整会議において「将来の目指すべき医療提供体制」を検討し、その中で不足が予想される「回復期」へ転換する医療機関への支援策であるため、地域調整会議で適否の協議を行うものとする。

また、複数の医療機関からの応募がある場合、順位付け※をするものとする。

※ 県から当該医療機関に係る位置図、病床機能別の報告病床数、周辺の人口分布状況等を提供し、申請医療機関から事業計画の説明をもとに判断を行う。

8

7 区域の優先順位の考え方

【区域間】

- 事業計画を提出した医療機関が属する構想区域の「充足率」が低い区域から優先して採択を行う。
- 効率的な工事施工を考慮し、医療機関単位（ただし、医療機関の状況により対応）で採択する。

【区域内】

- 同一構想区域内における医療機関の優先順位は、医療機関からの提案内容等を勘案し、地域調整会議が決定する。

9

8 充足率

直近の年度の病床機能報告における
基準日の報告病床数

地域医療構想における「病床数の必要量」※

- ◆ 医療法（第7条第5項及び第30条の16第12項）では、「病床数の必要量」と「病床の機能区分に応じた既存の病床数（＝直近の年度の病床機能報告における基準日の報告病床数）」との差で不足を判断するよう規定されている。（厚生労働省医政局地域医療計画課確認）

※厚生労働省令の算定式に基づくもの

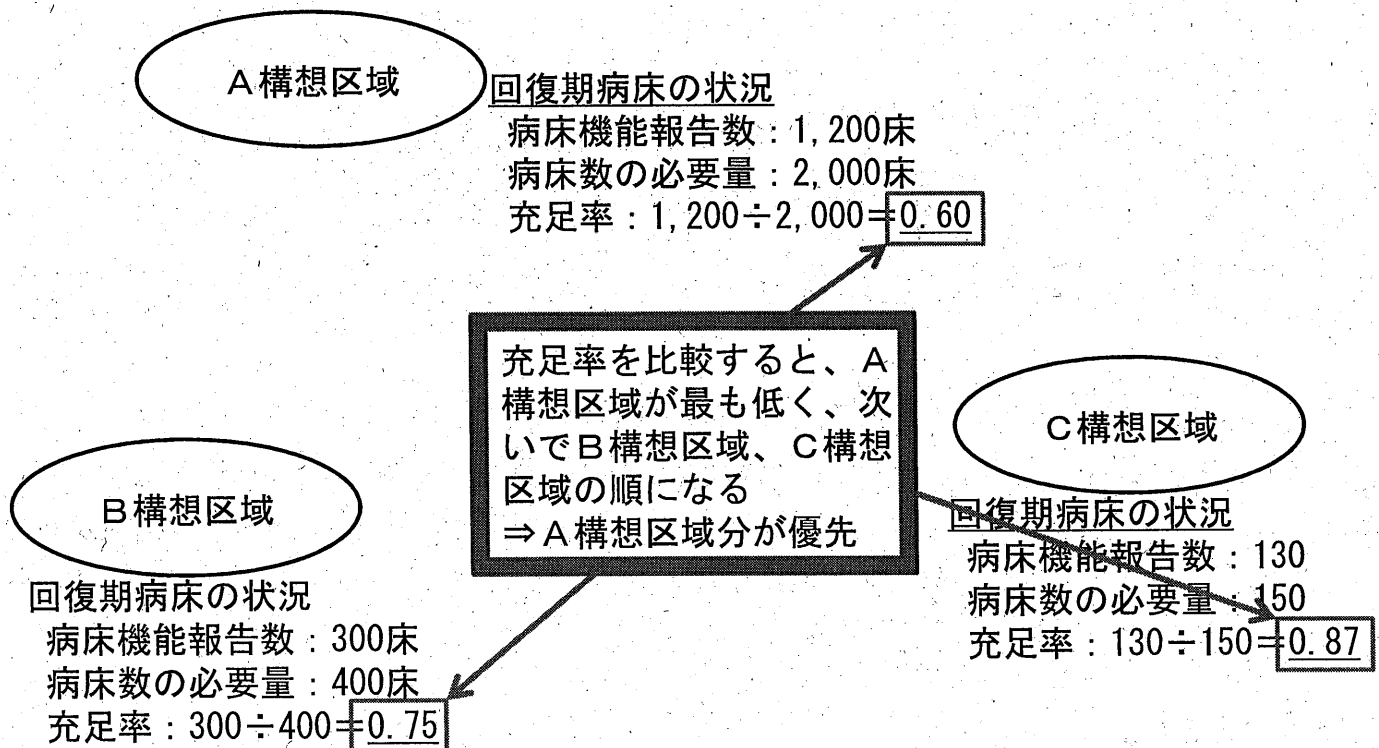
10

9 構想区域ごとの回復期病床の充足状況

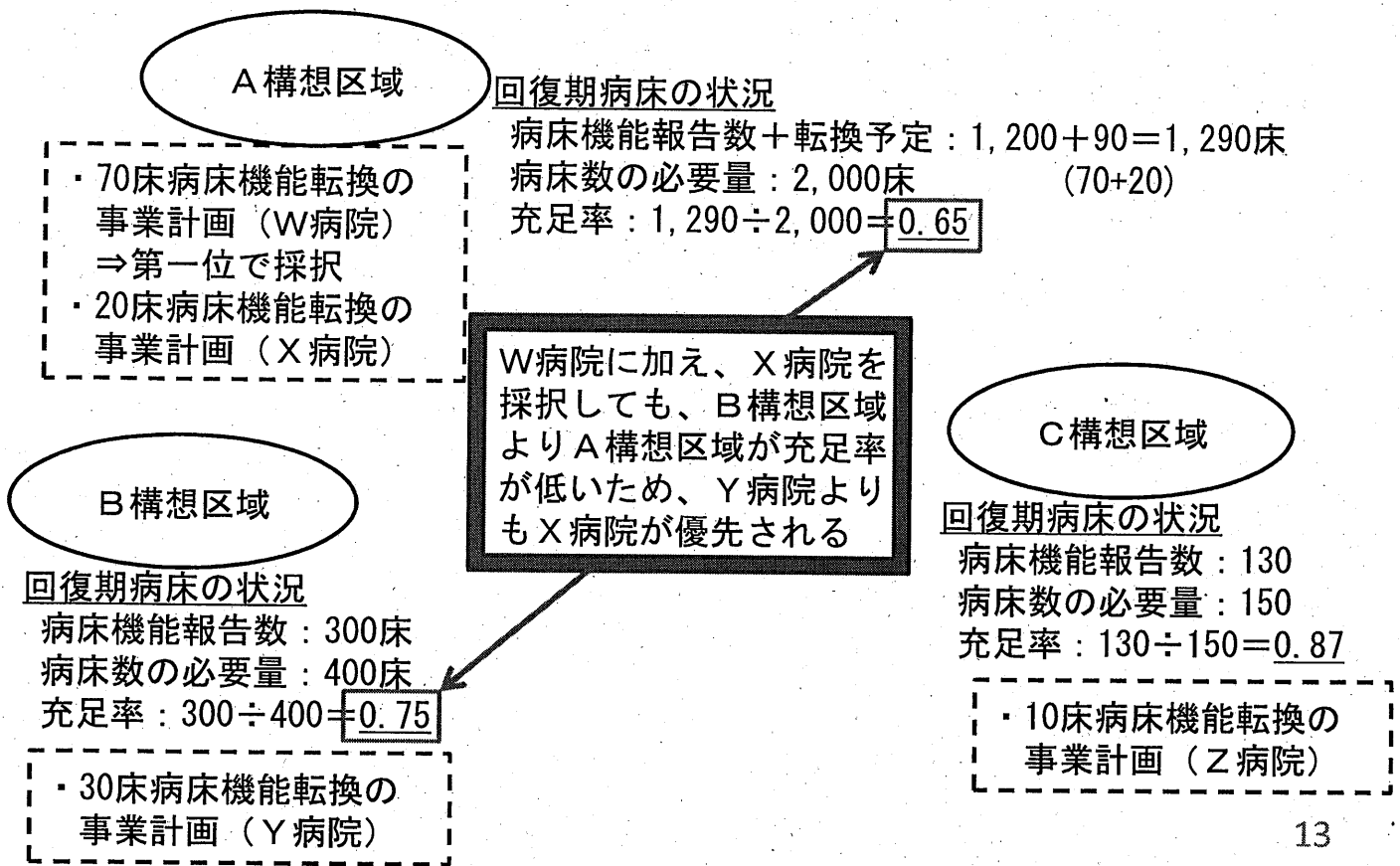
単位：床

構想区域名	H28 病床機能報告数 A	厚生労働省令の算定式 に基づく病床数の必要量 B	充足率 C (A/B)
熊本・上益城	2,967	4,232	0.7011
宇城	251	356	0.7051
有明	448	399	1.1228
鹿本	155	207	0.7488
菊池	422	578	0.7301
阿蘇	95	110	0.8636
八代	271	419	0.6468
芦北	191	199	0.9598
球磨	178	234	0.7607
天草	213	316	0.6741
県計	5,191	7,050	0.7363

10 区域の優先順位のイメージ①



10 区域の優先順位のイメージ②



11 予算執行のイメージ

